

**令和8年度
かがわスマートハウス促進事業
(重点対策加速化事業)補助金**

手続の手引

予約の受付期間

令和8年5月25日(月) ~ 令和8年8月31日(月)

申請の受付期間

令和8年5月25日(月) ~ 令和9年1月29日(金)

香 川 県

ご注意

- ・補助金の申請等をするときには、必ずこの「**手続の手引**」をよくお読みの上、手続を行っていただきますようお願いいたします。
- ・令和8年度かがわスマートハウス促進事業補助金とは、要件や手続方法等が異なります。必ず令和8年度かがわスマートハウス促進事業**(重点対策加速化事業)**補助金の要件や手続方法を確認してください。
- ・様式や手続については、年度の途中で改正される場合があります。最新の情報については、県ホームページでご確認の上、手続を行ってください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyoseisaku/chikyu/saiene/r8kagawasmarthousejuuten.html>

令和7年度からの主な変更点

【太陽光発電設備】

専用住宅(店舗・事務所等と兼用の住宅ではないこと)が要件となります。

【蓄電池】

20kWh 以下の家庭用蓄電池であることが要件となります。
(R7は 20 kWh 未満)

【手続代行】

手続代行者に手続を代行させる場合は、委任状の提出が必要です。

.....

【補助事業者】(R7と変更なし)

高松市、土庄町又は綾川町内の既存住宅において補助事業を行う者は補助対象外となります。

高松市、土庄町又は綾川町の実施する補助金を利用してください。

【書類提出先】(提出先の変更あり)

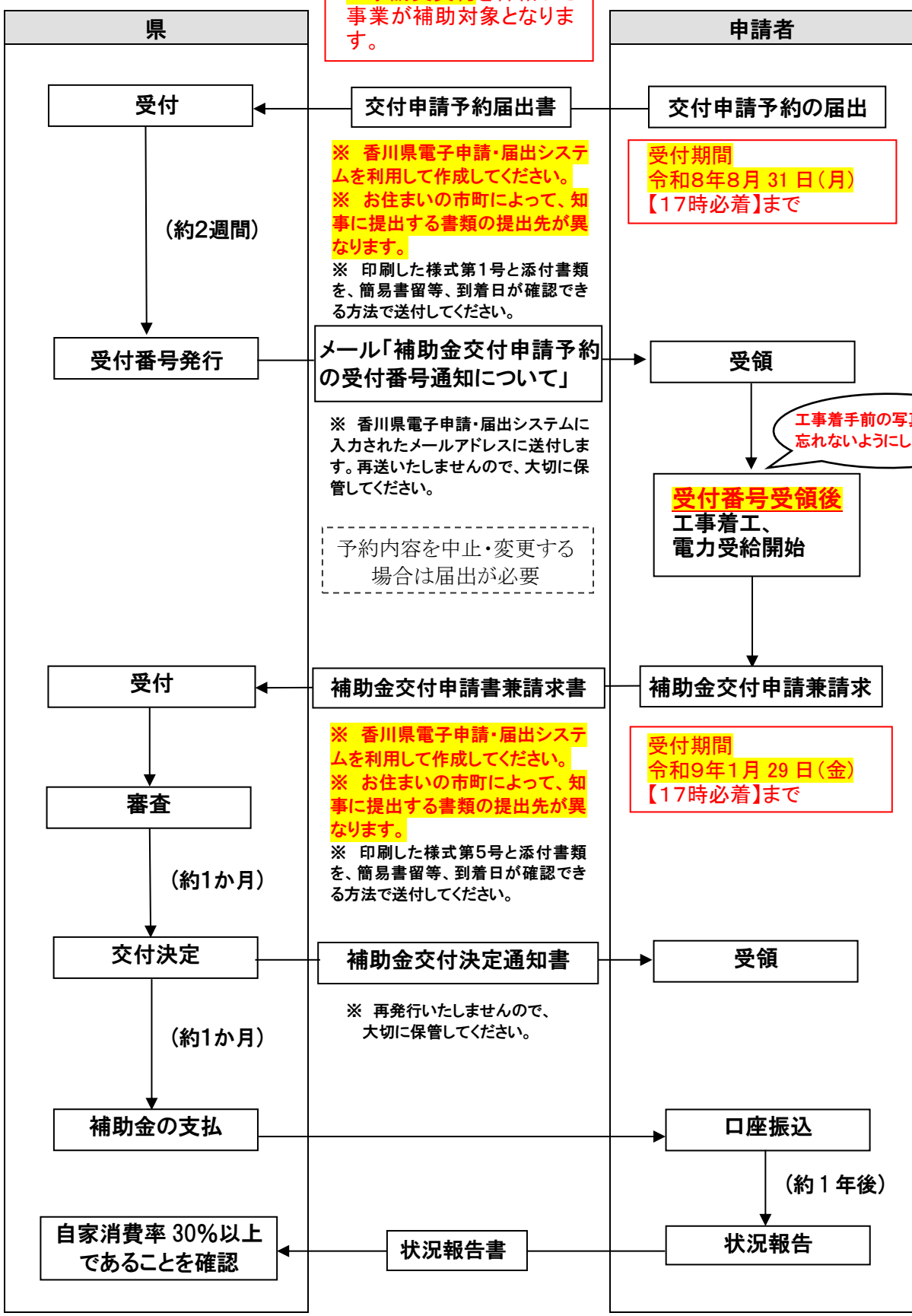
観音寺市、さぬき市、東かがわ市、小豆島町、三木町、直島町又は琴平町内の既存住宅において補助事業を行う場合は、既存住宅の所在地を管轄する市役所又は町役場に提出してください。

上記以外の既存住宅において補助事業を行う場合は、香川県環境政策課カーボンニュートラル推進室に提出してください。

<<< 目 次 >>>

1. 手続の流れ	1
2. 補助の対象となる設備	2
3. 補助金額	4
4. 補助金の申請ができる方	6
5. 他の補助金との重複受給	6
6. 補助金の予約	8
7. 手続の代行	9
8. 受付番号の通知	10
9. 設置工事	10
10. 電力会社との電力受給契約の締結	11
11. 補助事業の変更、中止	12
12. 補助金の申請兼請求	13
13. 補助金の交付決定	14
14. 補助金の支払	14
15. 状況報告	15
16. 補助事業の完了後に守っていただく事項	15
17. 書類の提出方法	16
様式集	18
令和8年度かがわスマートハウス促進事業(重点対策加速化事業)補助金交付要綱	47
香川県補助金等交付規則	53
県税の完納証明書の発行場所のご案内	58

1. 手続の流れ



2. 補助の対象となる設備

太陽光発電設備のみを設置する場合、太陽光発電設備及び蓄電池を同時設置する場合に、補助対象となります。

蓄電池のみを設置する場合は、補助対象外です。

【太陽光発電設備】

次の①～⑬の要件をすべて満たすもの

- ① 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- ② 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- ③ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。
- ④ 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上を、補助事業者の敷地内の住宅において消費すること。
- ⑤ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値が10kW未満であること。
- ⑥ 発電量を計測する機器を備えること。
- ⑦ 各種法令等を遵守した設備であること。
- ⑧ 商用化され、導入実績があるものであること。
- ⑨ 中古設備でないこと。
- ⑩ PPA・リースにより導入されるものでないこと。
- ⑪ 住宅のある敷地内に設置するものであること。
- ⑫ 住宅において、太陽光発電設備で発電した電力を使用する設備であること。
- ⑬ その他、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の2. ア(ア)の「交付要件」を満たす太陽光発電設備であること。

【蓄電池】

次の①～⑫の要件をすべて満たすもの

- ① この補助金により導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
- ② 家庭用蓄電池(20kWh以下)であること。
- ③ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- ④ 導入価格(設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税の額を除く。)が12.5万円/kWh以下のものとなるよう努めること。
- ⑤ 国の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業において、補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されていること。
- ⑥ 各種法令等を遵守した設備であること。
- ⑦ 商用化され、導入実績があるものであること。
- ⑧ 中古設備でないこと。
- ⑨ PPA・リースにより導入されるものでないこと。
- ⑩ 定置用であること。
- ⑪ 住宅において、蓄電池で蓄電した電力を使用する設備であること。
- ⑫ その他、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の2. ア(イ)の「交付要件」を満たす蓄電池であること。



■この補助金は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用して実施するものです。地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2に記載されている交付要件を満たさない設備は補助対象となりません。交付要件を満たす設備となっているか、必ず確認してください。

3. 補助金額

【太陽光発電設備】

太陽光発電設備の公称最大出力の合計値1kWあたり8万円（上限45万円）

※「太陽光発電設備の公称最大出力の合計値」とは、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（小数点以下切捨て）とします。

例1：太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が6.56kW、パワーコンディショナーの定格出力の合計値が4.4kWの場合

→太陽光発電設備の公称最大出力の合計値は4kWであるため、補助金額は32万円となります。

例2：太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が3.88kW、パワーコンディショナーの定格出力の合計値が4.0kWの場合

→太陽光発電設備の公称最大出力の合計値は3kWであるため、補助金額は24万円となります。

例3：太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が9.72kW、パワーコンディショナーの定格出力の合計値が8.8kWの場合

→太陽光発電設備の公称最大出力の合計値は8kWであるため、補助金額は45万円となります。

・補助対象経費は、太陽光発電設備の設置に係る設備費及び工事費の合計額（消費税及び地方消費税を除く）です。詳細は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の別表第1をご確認ください。

【蓄電池】

補助対象経費の1/3（上限20万円）（千円未満の端数は切捨てとします。）

ただし、14.1万円/kWh（設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税の額を除く。）の3分の1を上限とします。

- ・補助対象経費は、蓄電池の設置に係る設備費（パッケージ型番一式）及び工事費の合計額（消費税及び地方消費税を除く）です。詳細は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の別表第1をご確認ください。
- ・複数者から見積りの取得を行ったり、販売事業者に対し導入価格が12.5万円/kWh以下の蓄電池の調達可否の確認を行ったりすることによって、蓄電池の導入価格が12.5万円/kWh以下となるよう努める必要があります。蓄電池の導入価格が12.5万円/kWhを超える場合は、誓約書（様式第6号）にどのような方法で導入価格が12.5万円/kWh以下となるように努めたかを記載してください。

例1：補助対象経費が1,392,000円、蓄電容量が10.0kWhの場合

→蓄電池の導入価格は139,200円/kWhであるため、125,000円/kWhとなるように努めた場合は補助対象となり、補助金額は20万円となります。

例2：補助対象経費が592,620円、蓄電容量が5.6kWhの場合

→蓄電池の導入価格は105,825円/kWhであるため補助対象となり、補助金額は19.7万円となります。

例3：補助対象経費が878,500円、蓄電容量が3.5kWhの場合

→蓄電池の導入価格は251,000円/kWhであるため、125,000円/kWhとなるように努めた場合は補助対象となり、補助金額は16.4万円となります。

4. 補助金の申請ができる方

補助金の申請ができる方は、次の全てに該当する必要があります。

- ① 県内の**既存住宅(住民票の住所で居住していることが確認できるものに限る)**において、補助事業(太陽光発電設備の設置又は太陽光発電設備及びその設備に連系する蓄電池の設置)を行う**個人**であること
ただし、高松市、土庄町又は綾川町内の既存住宅において補助事業を行う者を除く
- ② 県税(個人住民税を含む)の滞納がないこと
- ③ 補助事業について、国及び県から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていない者であること
- ④ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わない者であること
- ⑤ **令和8年4月28日以後に、補助事業に係る工事請負契約を締結する者であること**
- ⑥ 暴力団員等でないこと(香川県補助金等交付規則第5条の2各号のいずれにも該当しないこと)



■ 申請書兼請求書提出時には、申請者の住民票の住所と補助対象設備の設置場所が同じ場所になっており、居住していることが確認できる必要があります。

5. 他の補助金との重複受給

この補助金を活用して設置する太陽光発電設備及び蓄電池については、**国や県から他に補助金を受けることはできません。**また、**高松市、土庄町、綾川町が国の交付金を活用して実施する補助金を受けることはできません。**市町が独自の予算で実施している補助金を受けることは制限していませんが、詳細は市町に確認してください。

【重複受給不可の補助金】

- ・国が実施する太陽光発電設備や蓄電池の設置に対する補助金
(蓄電池の補助金を活用する場合は、国が実施する蓄電池の補助金(DR家庭用蓄電池事業等)を受けることはできません。)
- ・令和8年度かがわスマートハウス促進事業補助金(蓄電池・V2H)
(断熱改修の補助金を受けることはできます。)
- ・高松市、土庄町、綾川町が国の交付金を活用して実施する補助金

＜県が実施する補助金における併給が可能な組み合わせ＞

	ZEH (新築のみ)	蓄電池 (既存のみ) ※ただし、新築のZEHに設置する場合は補助対象とする	V2H (既存のみ) ※ただし、新築のZEHに設置する場合は補助対象とする	断熱改修 (既存のみ)		重点 太陽光 (既存のみ)	重点 蓄電池 (既存のみ)	合計額
				全体改修	部分改修			
補助上限額	20万円 (子育て世帯等加算+5万円)	10万円 (新築のZEHに設置する場合は15万円)	10万円	20万円 (子育て世帯等加算+5万円)	5万円	45万円	20万円	
パターン1	○ (自家消費型太陽光発電設備の場合に限る)	○						30~40万円
パターン2	○ (自家消費型太陽光発電設備の場合に限る)		○					30~35万円
パターン3		○		○ (自家消費型太陽光発電設備の場合に限る)				30~35万円
パターン4			○	○ (自家消費型太陽光発電設備の場合に限る)				30~35万円
パターン5		○			○ (自家消費型太陽光発電設備の場合に限る)			15万円
パターン6			○		○ (自家消費型太陽光発電設備の場合に限る)			15万円
パターン7						○	○	65万円
パターン8				○ (自家消費型太陽光発電設備の場合に限る)		○		65~70万円
パターン9					○ (自家消費型太陽光発電設備の場合に限る)	○		50万円
パターン10				○ (自家消費型太陽光発電設備の場合に限る)		○	○	85~90万円
パターン11					○ (自家消費型太陽光発電設備の場合に限る)	○	○	70万円

6. 補助金の予約

電子申請及び郵送・持参

補助金の交付を受けようとする方は、あらかじめ、香川県電子申請・届出システムを利用して、**交付申請予約届出書**を作成し、添付書類とあわせて提出してください。書類の提出先は、お住まいの市町によって異なります。

交付申請予約届出書の受付期間は、令和8年8月31日(月)【17時必着】までです。

受付は先着順とします。予約受付額が予算額に到達した場合、予約の受付を終了します。

※香川県電子申請・届出システムに入力しただけでは、届出したことにはなりません。印刷した**交付申請予約届出書(様式第1号)**と添付書類をすべてそろえた状態で、**県(お住まいの市町によってはその市町)に郵送又は持参したときに、受付となります。**

※香川県電子申請・届出システムに入力後は、速やかに添付書類を提出してください。交付申請予約届出書の届出日から7日以内に添付書類が提出されない場合、届出は**不受理とさせていただきます。**

※補助金の予約は電灯契約(電力受給契約)1件ごとに行う必要があります。

① 交付申請予約届出書(様式第1号)

<様式は19ページ。様式は、変更される場合がありますので、県ホームページでご確認ください。>

香川県電子申請・届出システムを利用して作成してください。
出力したPDFを印刷し、添付書類とあわせて郵送又は持参で提出してください。

URL:準備中

申込完了

かがわスマートハウス促進事業補助金交付申請書兼請求書の手続きの申込を受付しました。

申込みが完了しました。
下記の整理番号 とパスワード を記載したメールを送信しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、メールが届かない可能性があります。

整理番号
パスワード

整理番号 とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。
特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

< 一覧へ戻る

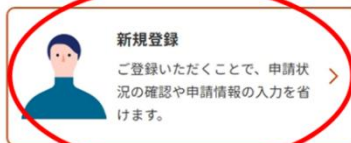
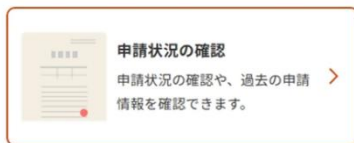
※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

PDFファイルを出力する

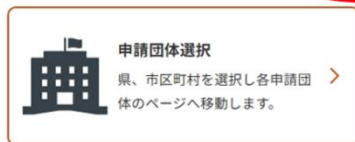
※ここから印刷してください。

※香川県電子申請・届出システムを利用するためには、利用者登録が必要です。
(https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_initDisplay)

オンラインで申請手続き・申請状況を確認する



まずはここから利用者登録をしてください。



② 交付申請予約届出書の添付書類

交付申請予約届出書には、30ページの別表1の書類を添付してください。



- 必要に応じて説明、訂正を求める場合があります。
- 届出内容に不備があった場合、内容の修正をしていただく必要がありますので、届出に当たっては入力内容に誤りがないかよくご確認ください。
- 補助金申請ができる金額は、予約金額が上限となります。補助金の額の増額変更はできませんのでご注意ください。

7. 手続きの代行

この補助金の交付を受けようとする方は、補助金の交付申請予約の届出、交付申請等について、これらの事務手続きを代行してもらうことができます。その際は、所定の様式(様式第12号)で、委任状を提出してください。

また、事務手続きを代行してもらう場合には、交付申請予約届出書、交付申請書兼請求書等の「手続代行者」欄への入力が必要です。この欄に入力がない場合は、手続の代行は認められません。

手続代行者の方へ

- 手続代行者は、電話等による県からの問合せに回答できる者としてください。名刺や別紙等を提出することにより実際問合せ先を「手続代行者」欄に記載の者と別にすることは認められません。
- 手続代行者は、事務手続きを誠意をもって実施するものとし、手続の代行を通じて得た依頼者の情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとします。
- 県は、手続代行者が、県の定める手続を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表することができるものとしますので、その旨を了承の上、手続代行を行ってください。

8. 受付番号の通知

県は、交付申請予約届出書の内容を確認し、**香川県電子申請・届出システムに入力されたメールアドレスに「補助金交付申請予約の受付番号通知について」というメールを送付します。**

受付番号は、交付申請予約届出書(添付書類を含む)が県に到達してから**約2週間後**に発行します。ただし、届出内容に不備・不足がある場合は、この限りではありません。

交付申請書兼請求書等を作成するときに、**受付番号の入力が必要になります**ので、メールは削除しないよう保管してください。**メールの再送はいたしません。**



■ 受付番号の通知は、補助金の支払を確約するものではありません。**適正な交付申請書兼請求書を提出した時点で初めて補助金交付の要件を具備するもの**とします。

9. 設置工事

設置工事に着手する前に、補助対象設備の設置場所の写真を撮影してください。交付申請書兼請求書を提出する際には、**補助対象設備の設置場所(太陽電池モジュール設置場所及び蓄電池設置場所)の設置前の状況が確認できるカラー写真(撮影日が確認できるもの)**の添付が必要です。写真撮影を忘れないようにご注意ください。

受付番号を受領した日以降に、補助の対象となる設備の設置工事に着手してください。



■ 受付番号を受領した日より前に、補助の対象となる設備の工事に着手した場合は、補助の対象となりません。

10. 電力会社との電力受給契約の締結

固定価格買取制度(FIT)・FIP制度による売電はできませんが、相対・自由契約による売電は可能です。

余剰電力を売電する場合は、**交付申請書兼請求書の受付期間中に電力受給開始できるように、電力会社との電力受給契約を締結してください。**

■電力受給契約については、お近くの電力会社にお問い合わせください。

○四国電力 https://www.yonden.co.jp/nw/renewable_energy/procedure/under50kw.html

○中国電力 <https://www.energia.co.jp/nw/energy/kaitori/flow/>



■電力会社との電力受給契約には、申込みをしてから期間を要する場合がありますので、早めに電力会社に申込みを行い、工事完了から電力受給契約までに要する期間を確認の上、電力受給契約日が交付申請書兼請求書の受付期間中に間に合うよう設置工事を計画してください。

11. 補助事業の変更、中止

電子申請

受付番号の受領後に、補助事業の内容を変更するとき、補助事業を中止しようとするときは、次の手続が必要です。

(1) 補助事業の内容を変更するとき

補助金の額の減額を伴う変更を行う場合は、香川県電子申請・届出システムを利用して、**交付申請予約変更届出書(様式第4号)**を提出してください。

URL:準備中

交付申請予約変更届出書には、**工事請負契約書及び見積書の写し(契約内容の変更を確認できるもの)**を添付してください。

交付申請書兼請求書の提出前までに、交付申請予約変更届出書を提出しておく必要があります。

補助金申請ができる金額は、予約金額が上限となります。**補助金の額の増額変更はできません。**



■ 交付申請予約の届出者(=補助対象設備の購入者、電力受給契約者)を、予約後に変更することはできません。
届出者を変更する場合は、**予約を一旦、取り下げた上で、改めて予約する必要があります。**

(2) 補助事業を中止するとき

香川県電子申請・届出システムを利用して、**交付申請予約取下げ届出書(様式第3号)**を提出してください。

URL:準備中

12. 補助金の申請兼請求

電子申請及び郵送・持参

補助対象設備の設置や電力会社との電力受給契約の締結が完了した場合は、香川県電子申請・届出システムを利用して、**交付申請書兼請求書**を作成し、添付書類とあわせて提出していただく必要があります。書類の提出先は、お住まいの市町によって異なります。

交付申請書兼請求書の受付期間は、**令和9年1月29日(金)【17時必着】**までです。

※香川県電子申請・届出システムに入力しただけでは、申請したことにはなりません。印刷した交付申請書兼請求書(様式第5号)と添付書類をすべてそろえた状態で、県(お住まいの市町によってはその市町)に郵送又は持参したときに、受付となります。

受付期間中に提出いただけない場合、補助金の交付を受けることができなくなります。

余剰電力を売電する場合は、受付期間中に電力受給契約を締結しておく必要があります。

受付期間内に補助対象設備の設置や電力受給契約の締結ができるよう十分注意して設置工事を計画してください。

また、交付申請書兼請求書の内容について県から問合せを行う場合がありますので、**提出書類は必ず写しを保管**してください。

① 交付申請書兼請求書(様式第5号)

<様式は23ページ。様式は、変更される場合がありますので、県ホームページでご確認ください。>

香川県電子申請・届出システムを利用して作成してください。

出力したPDFを印刷し、添付書類とあわせて郵送又は持参で提出してください。

URL:準備中

申込完了

かがわスマートハウス促進事業補助金交付申請書兼請求書の手続きの申込を受付しました。

申込みが完了しました。
下記の整理番号とパスワードを記載したメールを送信しました。
メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、メールが届かない可能性があります。

整理番号

パスワード

整理番号とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

< 一覧へ戻る

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

PDFファイルを出力する

※ここから印刷してください。

② 交付申請書兼請求書の添付書類

交付申請書兼請求書には、33ページの別表2の書類を添付してください。

※個人住民税の完納証明書は、市町が発行する下記の書類でも受理します。

高松市	滞納無証明書
丸亀市	滞納のない証明書
坂出市	完納証明書
善通寺市	滞納のない証明書
観音寺市	完納証明書(課税のある場合)又は滞納なし証明書(課税のない場合)
さぬき市	完納証明書(課税のある場合)又は滞納なし証明書(課税のない場合)
東かがわ市	完納証明書
三豊市	完納証明書
土庄町	納税(完納)証明書
小豆島町	完納証明書(課税のある場合)又は滞納なし証明書(課税のない場合)
三木町	完納証明書(課税のある場合)又は滞納なし証明書(課税のない場合)
直島町	滞納のない証明書
宇多津町	完納証明書
綾川町	完納証明書(課税のある場合)又は滞納なし証明書(課税のない場合)
琴平町	滞納のない証明書
多度津町	滞納のない証明書
まんのう町	滞納のない証明書



■ 提出いただいた書類は、原則として返却いたしません。

■ 提出いただいた書類に不備があった場合、差替え書類を新たに再提出していただく必要がありますので、提出に当たっては記載内容をよくご確認ください。

13. 補助金の交付決定

県は、提出された交付申請書兼請求書の内容を審査し、補助金を交付する要件を満たしていると認めるときは、「補助金交付決定通知書(様式第7号)」を、**補助事業者(申請者)あてに郵送します。(手続代行者あてではありません)**

交付決定の内容について、可能な限り申請者・手続代行業者双方で共有するように努めてください。

この補助金交付決定通知書により、補助金の額が確定します。

補助金交付決定通知書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。

14. 補助金の支払

県は、補助金交付決定通知書を発行してから**約1か月後**に、指定いただいた口座に補助金を振り込みます。

15. 状況報告

補助対象設備を設置してから、少なくとも1年間の間に発電した電力量や自家消費量等の実績について、状況報告書(様式第11号)により報告していただく必要があります。状況報告書には、累計発電電力量及び累計売電電力量が確認できる写真等を添付してください。

累計発電電力量及び累計売電電力量は、モニター画面等で確認することができます。モニター画面等で売電量が確認できない場合は、電力会社から発行される明細書が必要になりますので、紛失しないように保管してください。

16. 補助事業の完了後に守っていただく事項

① 財産の適正管理と処分制限

この補助金により設置した設備は、補助金の交付の目的にしたがって適正に管理しなければなりません。

やむを得ない理由により、補助対象設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、あらかじめ、財産処分承認申請書(様式第10号)を提出し、知事の承認を受ける必要がありますので、事前に県までご相談ください。

<様式は28ページ。様式は、変更される場合がありますので、県ホームページでご確認ください。>

また、補助金の一部について返還を求める場合があります。

連絡先:香川県環境森林部環境政策課カーボンニュートラル推進室 電話:087-832-3851(直通)

なお、天災地変その他自らの責に帰することのできない理由により、設備が壊れたり(毀損)、失われた(滅失)ときは、知事に財産毀損・滅失届出書(様式第9号)を提出していただく必要がありますので、その場合も県までご相談ください。

<様式は27ページ。様式は、変更される場合がありますので、県ホームページでご確認ください。>

② 実地調査

県は、必要に応じて、補助金の支払後においても実地調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

なお、この補助金に関して不正が発覚した場合には、補助の取消しや補助金の返還等が命じられますので、ご注意ください。

③ アンケート調査

県では、地球温暖化防止対策の参考とするため、補助事業者を対象として、アンケート調査を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

17. 書類の提出方法

県に提出する書類の部数は1部で、郵送で提出する場合は下記の点に注意の上、簡易書留や一般書留、又は、特定信書便事業者が行う配達記録付きのサービスで送付してください。**(FAXや電子メールによる提出は受け付けません。)**

また、県から問合せを行う場合がありますので、提出の際には、**必ず提出物の写しを保管してください。**

(1) 信書を送達できる者により送付すること

交付申請書兼請求書等は「信書」(「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」をいいます。)に該当するため、これを送達できるのは、次のいずれかの者に限られます。一般の宅配便での送付はできません。

- ① 郵便事業株式会社(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条)
- ② 総務大臣の許可を受けた信書便事業者(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第3条)

(2) 配達記録が確認できる方法で送付すること

交付申請書兼請求書等が間違いなく県の補助金受付に到着しているかどうかは、補助事業者(申請者)において配達記録で確認していただく必要があります。県では、未着のものについての確認はできませんので、ご注意ください。

(3) 封筒の表面に補助金関係書類であることを明示すること

補助金関係書類であることがわかるよう、封筒の表面に「補助金交付申請書兼請求書在中」等と記載してください。

○書類提出先

【下記の市町以外に設置する場合】

〒760-8570 (県庁専用郵便番号ですので、郵送の場合は住所の記載は不要です)
高松市番町四丁目1番10号
香川県 環境政策課 カーボンニュートラル推進室

【観音寺市に設置する場合】

〒768-0070 観音寺市南町四丁目2番10号
観音寺市 生活環境課

【さぬき市に設置する場合】

〒769-2195 さぬき市志度5385番地8
さぬき市 生活環境課

【東かがわ市に設置する場合】

〒769-2792 東かがわ市湊1847番地1
東かがわ市 環境衛生課

【小豆島町に設置する場合】

〒761-4492 小豆郡小豆島町片城甲44番地95
小豆島町 住まい政策課

【三木町に設置する場合】

〒761-0692 木田郡三木町大字氷上310番地
三木町 環境下水道課

【直島町に設置する場合】

〒761-3110 香川郡直島町1122番地1
直島町 産業環境課

【琴平町に設置する場合】

〒766-8502 仲多度郡琴平町榎井817番地10
琴平町 住民課



■提出いただいた書類は、原則として返却いたしません。

■持参の場合は、書類の受取のみの対応となります。(その場での審査は行いません。)

【 様式集 】

様式第1号 交付申請予約届出書	19
様式第2号 発電電力の消費量計画書	20
様式第3号 交付申請予約取下げ届出書	21
様式第4号 交付申請予約変更届出書	22
様式第5号 交付申請書兼請求書	23
様式第6号 誓約書	24
様式第7号 交付決定通知書	25
様式第8号 不交付決定通知書	26
様式第9号 財産毀損・滅失届出書	27
様式第10号 財産処分承認申請書	28
様式第11号 状況報告書	29
様式第12号 委任状	30
別表1 交付申請予約届出書 提出書類チェックリスト	31
別表1-1 交付申請予約届出書の必要書類について	32
別表2 交付申請書兼請求書 提出書類チェックリスト	34
別表2-1 交付申請書兼請求書の必要書類について	36
納税証明書交付請求書(県税)(見本)	40
証明願(個人住民税)	42
出力対比表(書式例)	43
設置費に関する領収書見本	46

香川県知事 殿

届出日	令和 年 月 日	
届出者情報	郵便番号	〒 -
	住所	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

令和8年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届出します。

1 届出概要	届出方法 (該当するものを選択)	<input type="checkbox"/> 届出者本人 <input type="checkbox"/> 手続代行者		
	設置場所 (該当するものを選択)	<input type="checkbox"/> 届出者住所と同じ <input type="checkbox"/> その他(下記に記載)		
	郵便番号 (その他の場合に記載)	〒 -		
	住所 (その他の場合に記載)			
	住宅の種類 (該当するものを選択)	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 兼用住宅		
	太陽光発電設備の設置区分 (該当するものを選択)	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> その他		
	設置工事契約日	令和 年 月 日		
	工事着手予定日 <small>※工事着手予定日に関わらず、実際の工事は、受付番号を受領してから着手してください。</small>	令和 年 月 日		
	太陽光発電設備	公称最大出力(合計値) <small>※太陽光モジュールの公称最大出力</small>	A	(kW)※小数点第2位まで記載(小数点第3位切捨て)
		定格出力(合計値) <small>※パワーコンディショナーの定格出力</small>	B	(kW)※小数点第2位まで記載(小数点第3位切捨て)
出力値 <small>※A、Bのうち低い値を小数点以下切捨てて記入</small>		C	(kW)※小数点以下切捨て	
補助金交付申請予約額 <small>※C(kW)×8万円/kW(上限45万円)</small>			,000(円)	
蓄電池 (20kWh以下)	蓄電容量	D	(kWh)※小数点第1位まで記載(小数点第2位切捨て)	
	補助対象経費 <small>※工事費込み・税抜き</small>	E	(円)	
	導入価格 <small>※E(円)÷D(kWh)≦125,000(円/kWh)となるよう努めること。</small>		(円/kWh)	
	補助金交付申請予約額 <small>※E(円)×1/3(上限20万円)ただし、14.1万円/kWhの1/3を上限とします。</small>		,000(円) ※千円未満は切捨て	
2 手続代行者	届出方法が「手続代行者」の場合、下記に記載する者に当補助金届出の手続行為を委任します(委任状を添付)。 ※届出者本人が届出する場合は記載不要。			
	会社 支店・営業所名			
	代表者名			
	担当者名			
	電話番号			
	メールアドレス			
3 重要事項確認	下記の項目すべてにチェックが入らない場合は、補助金の交付要件を満たしていないため交付申請予約届出書を受理できません。 下記の項目以外の交付要件は、本事業の交付要綱及び手続の手引をご確認ください。			
	補助要件	<input type="checkbox"/>	再エネ特措法に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。	
		<input type="checkbox"/>	電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないこと。	
		<input type="checkbox"/>	本事業により導入する太陽光発電設備が発電する電力量の30%以上を、補助事業者の敷地内の住宅において消費すること。	
		<input type="checkbox"/>	太陽光発電設備が発電した電力及び蓄電池が蓄電した電力は、住宅において消費すること。	
		<input type="checkbox"/>	太陽光発電設備の発電量が計測できる機器を設置すること。	
		<input type="checkbox"/>	補助対象設備の法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。	
		<input type="checkbox"/>	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。	
<input type="checkbox"/>		蓄電池を設置する場合、導入価格(設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税の額を除く。)が12.5万円/kWh以下となるよう努めること。		

発電電力の消費量計画書

申請者名	
年間発電量見込	(A) kWh
年間自家消費量見込	(B) kWh
見込自家消費率 【(B) / (A)】	%
過去一年間の 電気使用量	kWh
発電量の把握方法 (予定)	<input type="checkbox"/> データ計測装置を設置（モニターを撮影予定） <input type="checkbox"/> データ計測装置を設置（パソコン等から出力予定） <input type="checkbox"/> その他（ ）
自家消費量又は 売電量の把握方法 (予定)	<input type="checkbox"/> データ計測装置を設置（モニターを撮影予定） <input type="checkbox"/> データ計測装置を設置（パソコン等から出力予定） <input type="checkbox"/> その他（ ）

※本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費する電力量が、当該設備で発電する電力量の30%以上であることを確認する資料を提出してください。太陽光発電設備で発電して消費する電力量には、蓄電池を併用し消費する電力量を含みます。

※補助事業の完了後少なくとも1年間の間に発電した電力量や自家消費量等の実績の状況報告の提出が必要です。

※自家消費率の実績が要件を満たしていなかった場合、補助金の返還が必要となる場合があります。

(A) シミュレーションで推計してください（推計したシミュレーションは別途添付してください）。

(B) 電気料金明細書等がある場合は、それを根拠として1年間の消費電力量を計算してください。

香川県知事 殿

届出日	令和 年 月 日	
届出者情報	郵便番号	〒 -
	住所	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

令和8年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり届出します。

1 届出概要	届出方法 (該当するものを選択)	<input type="checkbox"/> 届出者本人 <input type="checkbox"/> 手続代行者
	受付番号	
2 手続代行者	届出方法が「手続代行者」の場合、下記に記載する者に当補助金届出の手続行為を委任します(委任状を添付)。 ※届出者本人が届出する場合は記載不要。	
	会社 支店・営業所名	
	代表者名	
	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	

香川県知事 殿

届出日	令和 年 月 日
届出者情報	郵便番号 〒 -
	住所
	氏名
	電話番号
	メールアドレス

令和8年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届出します。

1 届出概要	届出方法 (該当するものを選択)	<input type="checkbox"/> 届出者本人 <input type="checkbox"/> 手続代行者					
	受付番号						
	太陽光発電設備	変更前 (交付申請予約届出書の内容を記載)			変更後		
		公称最大出力 (合計値) ※太陽光モジュールの公称最大出力	A	(kW)	A	(kW)	※小数点第2位まで記載 (小数点第3位切捨て)
		定格出力 (合計値) ※パワーコンディショナーの定格出力	B	(kW)	B	(kW)	※小数点第2位まで記載 (小数点第3位切捨て)
		出力値 ※A、Bのうち低い値を小数点以下切捨てて記入	C	(kW)	C	(kW)	
	補助金交付申請予約額 ※C(kW) × 8万円/kW (上限45万円)		,000(円)		,000(円)		
	蓄電池 (20kWh以下)	蓄電容量	D	(kWh)	D	(kWh)	※小数点第1位まで記載 (小数点第2位切捨て)
		補助対象経費 ※工事費込み・税抜き	E	(円)	E	(円)	
		導入価格 ※E(円) ÷ D(kWh) ≦ 125,000(円/kWh) となるよう努めること。		(円/kWh)		(円/kWh)	
補助金交付申請予約額 ※E(円) × 1/3 (上限20万円) ただし、14.1万円/kWhの1/3を上限とします。			,000(円)		,000(円)	※千円未満は切捨て	
2 変更理由	具体的理由を記載ください。						
3 手続代行者	届出方法が「手続代行者」の場合、下記に記載する者に当補助金届出の手続行為を委任します（委任状を添付）。 ※届出者本人が届出する場合は記載不要。						
	会社 支店・営業所名						
	代表者名						
	担当者名						
	電話番号						
メールアドレス							

香川県知事 殿

令和8年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付申請書兼請求書

令和8年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者情報

申請者	申請日	令和 年 月 日
	受付番号	
	申請方法	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 手続代行者
	郵便番号	〒 -
	住所	※住民票に記載された住所をお書きください。
	氏名	※住民票の表記とおりに記載ください。
	電話番号 メールアドレス	
手続代行者	申請方法が「手続代行者」の場合、下記に記載する者に当補助金申請の手続行為を委任します（委任状を添付）。 ※申請者本人が申請する場合は記載不要。	
	会社 支店・営業所名	
	代表者名	
	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	

2 申請概要

申請対象	補助金申請額	, 000円(千円未満切捨て)		
	(内訳)	太陽光発電設備	, 000円	蓄電池 , 000円
	契約日	令和 年 月 日		
	着工日	令和 年 月 日		
	電力受給開始日	令和 年 月 日		
	完了日	令和 年 月 日		

(1) 太陽光発電設備概要

交付申請予約届出書提出時からの変更の有無	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり(交付申請予約変更届出書提出済) <input type="checkbox"/> 変更あり(その他)
補助対象経費	円(税抜)
太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(A)	kW(小数点2桁未満は切捨て)
パワーコンディショナーの定格出力の合計値(B)	kW(小数点2桁未満は切捨て)
太陽光発電設備の公称最大出力の合計値(A、Bのうち低い方)	kW(小数点以下は切捨て)

(2) 蓄電池概要

交付申請予約届出書提出時からの変更の有無	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり(交付申請予約変更届出書提出済) <input type="checkbox"/> 変更あり(その他)
パッケージ型番	
補助対象経費(C)	円(税抜)
蓄電容量(D)	kWh(小数点1桁未満は切捨て)
導入価格(C÷D)	円/kWh

3 振込先口座

(金融機関名)		(本・支店、営業所等名)	
預金種目	<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 普通	口座番号	
<input type="checkbox"/> 座名義 (カタカナ)		※カタカナで記入してください。	

※姓と名の間に1つの全角スペースを入れること

令和8年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付申請に係る誓約書

令和8年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金の申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、令和8年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱第15条に基づき交付決定の取消し、又は補助金の返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、県の指示に応じて速やかに返納します。

なお、誓約に反した場合に、香川県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

1. 暴力団、暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者に該当しません。
2. 補助対象設備の設置場所は、居住している住宅（店舗等との兼用を含む。）であり、賃貸化するものではありません。
3. 補助対象設備を設置した建物には、他に所有者はいません。他に所有者がいる場合は、設置についての承諾を受けています。
4. 補助対象設備は、受付番号を受領した日より前に工事着工を行っていません。
5. 補助対象設備は、各種法令等に遵守した設備になっています。
6. 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しません。
7. 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行いません。
8. 太陽光発電設備で発電した電力の30%以上を、敷地内の店舗等を除く住宅部分において自ら消費します。
9. 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施しています。
10. 適切な保守点検及び維持管理を実施し、補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守します。
11. 補助事業について、国及び県から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていません。
12. 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行いません。
13. 蓄電池を設置する場合、導入価格（設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税の額を除く。）が12.5万円/kWh以下となるよう努めています。【導入価格が12.5万円/kWhを超える場合は、以下の内容から努めた方法に該当するものをチェックしてください。】
 - 複数者から見積りの取得を行ったが、導入価格の条件を満たす見積りが得られなかった。
 - 販売事業者に対し、導入価格の条件を満たす蓄電池の調達可否の確認を行った。
 - その他（具体的内容を記載： _____）

令和 年 月 日

香川県知事 殿

住所 _____

氏名（自署） _____

番 号
年 月 日

様

香川県知事

かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付決定通知書

令和 8 年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金については、下記のとおり交付決定したので、令和 7 年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 交付決定番号

2 補助金の額 金 円

3 交付決定日

4 交付の条件

- (1) 補助事業により取得した財産について、取得日より太陽光発電設備は 17 年間、蓄電池は 6 年間、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
ただし、補助金の全部に相当する額を県に納付した場合は、この限りでない。
- (2) 知事が（1）の承認と併せて補助金の全部又は一部について返還を請求したときは、請求に応じて返還しなければならない。
- (3) 補助事業者は、香川県補助金等交付規則第 5 条の 2 各号のいずれにも該当しないこと。
- (4) 上記に掲げるもののほか、香川県補助金等交付規則、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領及び令和 8 年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱の定めに従わなければならない。

番 号
年 月 日

様

香川県知事

かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金不交付決定通知書

令和 8 年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金については、交付しないことと決定したので、令和 8 年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により通知します。

記

決定の理由

香川県知事

殿

届出者 住所

氏名

財産毀損・滅失届出書

令和8年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金により取得した財産が次のとおり毀損・滅失したので、令和8年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱第17条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 交付決定番号

		—				
--	--	---	--	--	--	--

2 財産取得年月日

			年			月			日
--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

3 毀損・滅失の内容（状況）

--

4 毀損・滅失の時期

年 月 日

※ 毀損・滅失の状況が分かる現況写真その他参考となる資料を添付すること。

かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）状況報告書

令和8年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱第19条第1項の規定により、状況を報告します。

1. 報告者

交付決定番号			
氏名			
住所	〒		
電話番号		FAX番号*	
E-mail*			

※FAX、E-mailをお持ちの方は記載してください。

2. 状況報告

①・②の確認日		令和	年	月	日	
①	累計発電電力量 (設備設置から確認日までの合計値)					kWh
	確認方法	モニター表示器等				
②	累計売電電力量 (設備設置から確認日までの合計値)					kWh
	確認方法(いずれかに○)	モニター表示器等・売電メーター・ 「お支払金額等のご案内(仕入明細書)」・ その他(詳細を記載:)				

※累計の発電電力量・売電電力量をご確認いただき、①・②の両方を記載ください。自家消費量は①と②の差になります。

※年毎(月毎)の発電電力量・売電電力量のみが表示される機器等の場合は、**設備設置日から確認日まで**の各年(各月)の発電電力量・売電電力量の合計をそれぞれ記載してください。

3. 提出書類チェックリスト(提出物は全てご提出ください)

提出物	<input type="checkbox"/>	状況報告書(この書類)
	<input type="checkbox"/>	①累計発電電力量が確認できるモニター表示器等の写真
	<input type="checkbox"/>	②累計売電電力量が確認できるモニター表示器等又は売電メーターの写真 ※確認できない場合、「お支払金額等のご案内(仕入明細書)」の写し
その他	<input type="checkbox"/>	太陽光発電システムが現在も稼働している。 ※故障等により稼働していない場合は、お問合せ先までご連絡願います。

<注意事項>

- ・状況報告書のほか、撮影日の分かる写真を必ず添付してください(用紙に印刷したもので結構です)。
- ・年毎(月毎)の発電電力量・売電電力量のみが表示される機器等の場合は、**設置日から確認日まで各年(各月)全ての発電電力量・売電電力量が分かる写真**を貼付してください。
- ・ご不明な点がございましたら、香川県環境政策課カーボンニュートラル推進室 TEL:087-832-3851までご連絡ください。

4. 提出先 (以下、いずれかの方法でご提出ください)

●香川県環境政策課 カーボンニュートラル推進室

E-mail : kankyoseisaku@pref.kagawa.lg.jp FAX : 087-806-0227

郵送 : 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

委任状

令和 年 月 日

香川県知事 殿

住所

氏名（自署）

私は以下の内容における、令和8年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金の交付に係る申請について、下記の者を手続代行者として、手続の権限を委任します。

【補助金交付申請の内容】

- 太陽光発電設備 蓄電池

記

手続代行者 住 所：
 法 人 名：
 法 人 番 号：
 代表者氏名：
 担当者氏名：
 電 話 番 号：
 行政書士登録番号(※)：

(※) 手続代行者が行政書士又は行政書士法人ではない場合

行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは行政書士法違反となることを理解した上で、本件代行申請については、当該違反に該当しないことを確認しました。

- 上記注意事項を確認しました

別表1 交付申請予約届出書 提出書類チェックリスト

届出者氏名	
-------	--

※別表 1-1 を必ず読み、書類の詳細を確認してください。

	必 要 書 類 内 訳	チェック欄	
		蓄電池 なし	蓄電池 あり
1	交付申請予約届出書（様式第1号）		
2	工事請負契約書・見積書の写し ※注文書の場合、注文請書も必要 ※電子契約の場合、合意締結証明書も必要		
3	太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できる書類 （カタログ、仕様書等）		
4	パワーコンディショナーの型式名・定格出力が確認できる書類 （カタログ、仕様書等）		
5	蓄電池の型式名・定格容量が確認できる書類 （カタログ、仕様書等）	/	
6	発電電力の消費量計画書（様式第2号）		
7	発電電力の自家消費シミュレーション結果等		
8	店舗や事務所等と兼用の住宅ではないことが確認できる書類 （住宅の写真及び登記事項証明書（ 原本 ）等）		
9	委任状		

…場合によっては不要

別表 1-1 をご必読のうえ
☑を付けた状態でご提出ください。

別表1-1【交付申請予約届出書の必要書類について】

必要書類
<p>1 交付申請予約届出書(様式第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>香川県電子申請・届出システムを利用して作成</u>してください。 ・香川県電子申請・届出システム以外の方法で作成されたものは受付できません。 ・香川県電子申請・届出システムへの入力のみでは、届出したことになりません。<u>帳票出力し、印刷した様式を添付書類とあわせて郵送又は持参で提出</u>してください。 ・蓄電池の蓄電容量は、<u>国の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業において、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている蓄電容量</u>を記入してください。製品ホームページ、カタログ等に掲載されている値とは異なる場合があるのでご注意ください。
<p>2 工事請負契約書・見積書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として<u>お客様控えの写し</u>を提出してください。 ・注文者は、<u>届出者本人</u>でなければなりません。(共有名義可。ただし、届出者本人が補助事業に係る経費全額を支払うこと。) ・<u>太陽光発電設備の補助対象経費と蓄電池の補助対象経費が明確に確認できることが必要</u>です。 ・<u>太陽電池の公称最大出力が契約書又は見積書で確認できることが必要</u>です。 ・<u>蓄電池の型式(パッケージ型番)が契約書又は見積書で確認できることが必要</u>です。 ・工事請負契約書の代わりとして、<u>注文書と注文請書(片方のみは不可)</u>の提出でもかまいません。 ・電子契約の場合、<u>サービス提供事業者が発行する証明書で、電子契約が取り交わされた事実を確認できるもの(クラウドサインの場合、「合意締結証明書」)</u>も提出してください。契約書の写しに記載された書類IDと、証明書に記載された書類IDが一致していることが必要です。
<p>3 太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>設置する太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できるカタログ、仕様書等</u>を提出してください。 ・設置する太陽電池モジュールが複数の型式になる場合は、すべての型式に関する書類を提出してください。
<p>4 パワーコンディショナーの型式名・定格出力が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>設置するパワーコンディショナーの型式名・定格出力が確認できるカタログ、仕様書等</u>を提出してください。 ・設置するパワーコンディショナーが複数の型式になる場合は、すべての型式に関する書類を提出してください。
<p>5 蓄電池の型式名・定格容量が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>設置する蓄電池の型式名・定格容量が確認できるカタログ、仕様書等</u>を提出してください。 ・設置する蓄電池が複数の型式になる場合は、すべての型式に関する書類を提出してください。
<p>6 発電電力の消費量計画書(様式第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>シミュレーション結果を参考にした年間発電量見込と、過去1年間の電気使用量を参考にした年間自家消費量見込</u>を記入してください。 ・<u>見込自家消費率が30%以上でない場合は、補助金を受けることはできません。</u>
<p>7 発電電力の自家消費シミュレーション結果等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>発電電力の消費量計画書を作成する際に参考としたシミュレーション結果等</u>を提出してください。 ・<u>年間発電量見込と年間自家消費量見込が確認できることが必要</u>です。 ・インターネットでシミュレーションができるようにしているメーカーもあります。詳細は、施工業者に確認してください。

8 店舗や事務所等と兼用の住宅ではないことが確認できる書類 ・住宅が店舗や事務所等と兼用ではないことが確認できる住宅の写真及び登記事項証明書等を提出してください。
9 委任状(様式第 12 号) ・手続代行者に手続きを代行させる場合は、委任状を提出してください。
10 その他必要となる書類 ・補助金の予約受付を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。

別表2 交付申請書兼請求書 提出書類チェックリスト

申請者氏名	
-------	--

※別表 2-1 を必ず読み、書類の詳細を確認してください。

	必 要 書 類 内 訳	チェック欄	
		蓄電池 なし	蓄電池 あり
1	交付申請書兼請求書（様式第5号）		
2	誓約書（様式第6号）		
3	住民票（ 原本 ） ※マイナンバーの記載が無いもの		
4	県税の完納証明書（ 原本 ）		
5	個人住民税の完納証明書（ 原本 ）		
6	工事請負契約書・見積書の写し ※予約時から変更があった場合に必要		
7	領収書の写し		
8	電力受給契約確認書の写し ※FIT（固定価格買取制度）を 利用しないことがわかるもの	連系開始のお知らせ	
		電力受給契約のご案内	
9	住宅の建築工事が完了していることを証明する書類 （検査済証の写し、建物の登記事項証明書（ 原本 ）等） ※予約時に提出した書類で確認できる場合は不要。		
10	建物全体のカラー写真（施工後） ※住宅の屋根以外に太陽電池モジュールを設置した場合、住宅への配 線の様子が確認できる資料（配線図・写真）が必要		
11	太陽電池モジュール設置場所・蓄電池設置場所の 設置前 の状況 が確認できるカラー写真 ※撮影日が確認できるもの		
12	太陽電池モジュールの設置カラー写真 ※太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できること		
13	太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できる書類 （カタログ、仕様書等） ※予約時から変更があった場合に必要		
14	出力対比表		
15	パワーコンディショナーの型式名・定格出力が確認できる資料 （銘板の写真、検査成績書の写し等）		
16	太陽光発電設備の保証書の写し		
17	パワーコンディショナーの保証書の写し		

18	蓄電池（本体）の設置カラー写真		
19	蓄電池の型式名・定格容量が確認できる資料 （銘板の写真、検査成績書の写し等）		
20	蓄電池の保証書の写し ※パッケージ型番・保証開始日が確認できるもの		
21	太陽光発電設備と蓄電池が直接連系していることが確認できる書類（電気配線図等）		
22	発電電力の消費量計画書（様式第2号） ※予約時から変更があった場合に必要		
23	発電電力の自家消費シミュレーション結果等 ※予約時から変更があった場合に必要		
24	発電量を計測する機器の設置写真（モニター画面等）		
25	委任状		
26	振込先口座が確認できる通帳等の写し		

…場合によっては不要

別表2-1をご必読のうえ
☑を付けた状態でご提出ください。

別表2-1【交付申請書兼請求書の必要書類について】

必要書類
<p>1 交付申請書兼請求書(様式第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>香川県電子申請・届出システムを利用して作成</u>してください。 ・香川県電子申請・届出システム以外の方法で作成されたものは受付できません。 ・香川県電子申請・届出システムへの入力のみでは、申請したことになりません。<u>帳票出力し、印刷した様式を添付書類とあわせて郵送又は持参で提出</u>してください。 ・蓄電池の蓄電容量は、<u>国の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業において、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている蓄電容量</u>を記入してください。製品ホームページ、カタログ等に掲載されている値とは異なる場合があるのでご注意ください。
<p>2 誓約書(様式第6号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>必ず申請者本人が内容を確認し、同意したうえで</u>、日付、住所、氏名を記入してください。 ・<u>蓄電池の導入価格が 12.5 万円/kWh を超える場合は、12.5 万円/kWh 以下となるよう努めた方法を記載(該当するものにチェック)</u>してください。
<p>3 住民票(原本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>申請日(交付申請書兼請求書に記載された申請日又は添付書類の提出日のいずれか遅い日)から3ヶ月以内</u>に発行された現住所の住民票の原本を提出してください。 ・<u>住民票の住所と補助対象設備の設置場所が同じ場所になっており、居住していることが確認できる</u>必要があります。 ・<u>本籍地は不要です。</u> ・<u>マイナンバーが記載されたものは受理できません。</u>
<p>4 県税の完納証明書(「県税に滞納がないこと」が記載されている納税証明書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>申請日(交付申請書兼請求書に記載された申請日又は添付書類の提出日のいずれか遅い日)から3ヶ月以内</u>に発行された県税の完納証明書の原本を提出してください。 ・<u>申請者が県外在住者の場合でも、香川県のものが必要</u>です。(発行されます。) ・香川県県税事務所、各県民センター又は中讃税務窓口センターで発行しています。(71 ページの地図をご参照ください。) ・<u>証明手数料は1通につき 400 円(香川県証紙)</u>です。ただし、中讃税務窓口センターでは香川県証紙を販売していませんので、あらかじめ香川県証紙をご準備いただく必要があります。 ・その他証明書発行については香川県県税事務所、各県民センター又は中讃税務窓口センターにお問い合わせください。
<p>5 個人住民税の完納証明書(原本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>申請日(交付申請書兼請求書に記載された申請日又は添付書類の提出日のいずれか遅い日)から3ヶ月以内</u>に発行された個人住民税の完納証明書の原本を提出してください。 ・原則として、40、41 ページ(2枚1組)の証明願を市町の税務担当窓口へ提出し、発行を受けてください。(これに代えて市町による様式にて証明する場合があります。) ・証明書発行の手数料及び代理請求される場合の委任状については請求先の市町にお問い合わせください。 ・<u>個人住民税は、1月1日時点で住んでいる市町で課税されます。市町をまたぐ転居をされた場合は、前住所の市町で証明を受けなければならない場合がありますのでご注意ください。</u>(令和7年4月～5月は、令和6年1月1日時点の住所地で証明を受けてください。令和7年6月～令和8年1月は、令和7年1月1

日時点の住所地で証明を受けてください。)

- ・証明書が県内市町で発行できない場合や発行できても現住所と違う市町で発行される場合は、その理由が確認できる申請日(交付申請書兼請求書に記載された申請日又は添付書類の提出日のいずれか遅い日)から3ヶ月以内に発行された住民票又は戸籍の附票(複数回転居・転出の場合)を提出してください。

6 工事請負契約書・見積書の写し

- ・原則としてお客様控えの写しを提出してください。
- ・注文者は、申請者本人でなければなりません。(共有名義可。ただし、申請者本人が補助事業に係る経費全額を支払うこと。)
- ・太陽光発電設備の補助対象経費と蓄電池の補助対象経費が明確に確認できることが必要です。
- ・太陽電池の公称最大出力が契約書又は見積書で確認できることが必要です。
- ・蓄電池の型式(パッケージ型番)が契約書又は見積書で確認できることが必要です。
- ・工事請負契約書の代わりとして、注文書と注文請書(片方のみは不可)の提出でもかまいません。
- ・電子契約の場合、サービス提供事業者が発行する証明書で、電子契約が取り交わされた事実を確認できるもの(クラウドサインの場合、「合意締結証明書」)も提出してください。契約書の写しに記載された書類IDと、証明書に記載された書類IDが一致していることが必要です。

7 領収書の写し

- ・補助対象経費が全て含まれるものを提出してください。
- ・領収書の名義は、申請者本人でなければなりません。(共有名義可。ただし、申請者本人が補助事業に係る経費全額を支払うこと。)
- ・発行者の印があり、収入印紙を貼付のうえ、消印を行ったものを提出してください。
- ・領収書の大きさがA4サイズ以下の場合、A4サイズの紙に貼ったものを提出してください。
- ・補助対象設備を「立替払」で購入した場合は、専用の領収書見本(45 ページの設置費に関する領収書見本)を基に作成してください。
- ・振込による支払の場合も、必ず領収書の提出が必要です。振込依頼書の控え等は、領収書の代わりになりません。
- ・割賦による支払(ローン)や立替払(クレジット)等の利用の場合も、必ず領収書を提出してください。ローンの申込用紙、支払明細書等は、領収書の代わりにはなりません。

8 電力受給契約確認書の写し

- ・FIT及びFIP(Feed in Premium)制度を利用しないことが確認できる書類を提出してください。
- ・電力受給契約者は、申請者本人でなければなりません。
- ・四国電力と相対・自由契約をしている場合は、「連系開始のお知らせ」及び「電力受給契約のご案内」の計2枚が必要です。中国電力と相対・自由契約をしている場合は、「電力受給契約のお知らせ」が必要です。(資料名等は変更される可能性があります。詳しくは各電力会社にお問い合わせください。)

9 住宅の建築工事が完了していることを証明する書類

- ・工事請負契約締結時に、住宅の建築工事が完了していることが確認できる検査済証の写し、建物の登記簿謄本等を提出してください。
- ・建物の登記簿謄本の場合は、申請日(交付申請書兼請求書に記載された申請日又は添付書類の提出日のいずれか遅い日)から3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。インターネット登記情報提供サービスによるものの代用は、認められません。
- ・検査済証の写しや建物の登記簿謄本の提出が困難な場合は、個別にご相談ください。

10 建物全体のカラー写真

- ・補助対象設備を設置した建物の全体が分かるものを提出してください。

<ul style="list-style-type: none"> 住宅の屋根以外に太陽電池モジュールを設置した場合、<u>住宅への配線の様子が確認できる資料(配線図、写真)</u>が必要です。
<p>11 太陽電池モジュール設置場所・蓄電池設置場所の設置前の状況が確認できるカラー写真</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>補助対象設備の設置前に撮影した、補助対象設備設置場所のカラー写真</u>を提出してください。 <u>撮影日が確認できるように撮影してください。</u>
<p>12 太陽電池モジュールの設置カラー写真</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として設置した<u>太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの</u>を提出してください(屋根面ごとに必要)。 写真は複数枚にわたっても可としますが、写真を分割する場合には、互いの写真の位置関係が分かるようにしてください。 <u>すべての太陽電池モジュールの枚数が確認可能な写真が撮影できない場合は</u>、写真に加え、<u>補足資料としてシステム配置図</u>を提出してください(<u>一部分でも太陽電池モジュールが写っている写真は必要</u>)。
<p>13 太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>設置した太陽電池モジュールの型式名・公称最大出力が確認できるカタログ、仕様書等</u>を提出してください。 設置した太陽電池モジュールが複数の型式になる場合は、すべての型式に関する書類を提出してください。
<p>14 出力対比表</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として<u>メーカー発行のもの</u>を提出してください。 <p>○発行の無いメーカーの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>県の定めた書式例(42 ページ参照)と製造番号票等のコピー</u>の提出が必要です。書式例に沿って、型式ごとに1枚ずつ作成してください。 1枚目には測定出力の合計値等を記載し、作成者の会社名／支店・営業所名をしてください。 製造番号票等(型式名、製造番号、測定出力値の記載がある製品同梱のもの)のコピーは、所定欄に直接貼付するか、別紙として添付してください。別紙とする場合はコピー1枚毎に補助事業者名を記載してください。 *特に施工時等に製造番号票等の紛失が無いようご注意ください。証明できない場合、補助金の交付ができなくなることがあります。 *製造番号票をコピーする場合は、すべての製造番号・出力値が写っていることを確認してください。(製造番号票については、原本を提出していただく必要はありません)
<p>15 パワーコンディショナーの型式名・定格出力が確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>型式名及び定格出力が1枚に収まり明確に読み取れる銘板のカラー写真、検査成績書の写し等</u>を提出してください。(検査成績書は出荷時にメーカーが発行するものであること)
<p>16 太陽光発電設備の保証書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>保証開始日が確認できる保証書の写し</u>を提出してください。 申請者の氏名が記載されていることが必要です。
<p>17 パワーコンディショナーの保証書</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>保証開始日が確認できる保証書の写し</u>を提出してください。 申請者の氏名が記載されていることが必要です。
<p>18 蓄電池(本体)の設置カラー写真</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>蓄電池の設置状態が分かるカラー写真</u>を提出してください。
<p>19 蓄電池の型式名・定格容量が確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>型式名及び定格容量が1枚に収まり明確に読み取れる銘板のカラー写真、検査成績書の写し等</u>を提出してください。
<p>20 蓄電池の保証書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>パッケージ型番、保証開始日が確認できる保証書の写し</u>を提出してください。

<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の氏名が記載されていることが必要です。
<p>21 太陽光発電設備と蓄電池が直接連系していることが確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>太陽光発電設備と蓄電池の連系が確認できる電気配線図(単線結線図)等</u>を提出してください。
<p>22 発電電力の消費量計画書(様式第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>シミュレーション結果を参考にした年間発電量見込と、過去1年間の電気使用量を参考にした年間自家消費量見込</u>を記入してください。 ・<u>見込自家消費率が30%以上でない場合は、補助金を受けることはできません。</u>
<p>23 発電電力の自家消費シミュレーション結果等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>発電電力の消費量計画書を作成する際に参考としたシミュレーション結果等</u>を提出してください。 ・<u>年間発電量見込と年間自家消費量見込が確認できることが必要</u>です。 ・インターネットでシミュレーションができるようにしているメーカーもあります。詳細は、施工業者に確認してください。
<p>24 発電量を計測する機器の設置写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>発電量を確認できるモニター画面等の写真</u>を提出してください。 ・補助対象設備設置から約1年後に、累計発電電力量と累計売電電力量を報告していただく必要があります。
<p>25 委任状(様式第12号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>手続代行者に手続きを代行させる場合は、委任状を提出</u>してください。 ・<u>なお、交付申請予約時に提出して以降、手続代行者に変更がない場合、交付申請時の添付は省略できます。</u>
<p>26 振込先口座が確認できる通帳等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>補助金の振込先口座(金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義)が確認できる通帳等の写し</u>を提出してください。
<p>その他必要となる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付決定を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。

納 税 証 明 書 交 付 請 求 書

香 川 県 県 税 事 務 所 長 殿

次のとおり納税証明書の交付を請求します。

年 月 日

窓 口 に 来 た 人 <small>(納税者又は受任者)</small>	住 所			
	フリガナ 氏 名	(生年月日 年 月 日) (電話番号 ())		
納 税 者 <small>(委 任 者)</small>	委 任 状	この納税証明書の交付請求及び受領に関する行為を上記の者に委任します。		
	住 所 <small>(本社所在地)</small>			
	フリガナ 氏 名	(生年月日 年 月 日) (電話番号 ())	Ⓧ ※法人の場合は、法人代表者の実印(登記印)を押印	
	<small>(法人名称及び代表者職・氏名)</small>	(生年月日 年 月 日) (電話番号 ())		

○該当する□にレ印をつけてください。(複数可)

使用目的	証明書の種類	請求部数
<input type="checkbox"/> 香川県入札参加資格審査申請	<input checked="" type="checkbox"/> すべての県税に滞納がない旨の証明(完納証明書) ※個人の県民税及び地方消費税を除く。	部
<input type="checkbox"/> 入札参加資格審査申請(香川県以外)		部
<input type="checkbox"/> 金融機関提出	<input type="checkbox"/> 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税	部
<input checked="" type="checkbox"/> 県の行う補助・融資等の申請	(事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日)	部
<input type="checkbox"/> 県営住宅入居申請	(事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日)	部
<input type="checkbox"/> 決算変更届 →	(事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日)	部
<input type="checkbox"/> 建設業許可申請・変更届	<input type="checkbox"/> 個人事業税(所得年 年)	部
<input type="checkbox"/> 酒類販売業免許申請 →	<input type="checkbox"/> 県税に未納がないこと及び過去2年以内に滞納処分を受けていないこと	部
<input type="checkbox"/> 公益法人に関するもの →	<input type="checkbox"/> 過去3年以内に滞納処分を受けていないこと	部
<input type="checkbox"/> NPO法人に関するもの →	<input type="checkbox"/> 過去3年以内に滞納処分を受けていないこと及び過去3年以内に重加算金を課されたことがないこと	部
<input type="checkbox"/> その他 []	<input type="checkbox"/> その他 []	部
請 求 部 数 合 計		部

見 本

納税証明書交付請求書は、県税の完納証明書の発行窓口にあります。

また、県ホームページからもダウンロードできます。

裁			第	号
本 人 確 認	1 枚書類	複数書類①	複数書類② ※②のみ2枚では不可	
	運転免許証 在留カード 行政書士証票 上記以外の官公署発行の身分証(顔写真付き) []	マイナンバーカード パスポート 身体障害者手帳 その他 []	各種保険証() 介護保険被保険者証 共済組合員証 年金手帳 その他 []	法人が発行した身分証明書(顔写真付き) 行政書士補助者証 納税通知書・領収証書 公共料金の領収書 その他 []

令和 年 月 日

市（町）長 殿

申請者 住所（所在）
氏名（名称）

⑩

証 明 願

かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付申請のため、個人住民税について、滞納がないことを証明願います。

第 号

上記の者には、 年 月 日までに納期限の到来している個人住民税について、滞納がないことを証明します。

令和 年 月 日

市（町）長

<備考>

1. 賦課期日（1月1日）現在の申請者の住民登録地の市町にて証明を受けてください。
2. この証明書様式を、窓口に2部（市町保管用、本人交付用）持参してください。
3. この内容の証明を、市町による様式にて証明する場合があります。
4. 代理人が申請する場合は、委任状が必要です。
5. 証明を受けるには、市町所定の手数料が必要です。

市（町）長 殿

申請者 住所（所在）
氏名（名称）

⑩

証 明 願

かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付申請のため、個人住民税について、滞納がないことを証明願います。

第 号

上記の者には、 年 月 日までに納期限の到来している個人住民税について、滞納がないことを証明します。

令和 年 月 日

市（町）長

<備考>

1. 賦課期日（1月1日）現在の申請者の住民登録地の市町にて証明を受けてください。
2. この証明書様式を、窓口にて2部（市町保管用、本人交付用）持参してください。
3. この内容の証明を、市町による様式にて証明する場合があります。
4. 代理人が申請する場合は、委任状が必要です。
5. 証明を受けるには、市町所定の手数料が必要です。

出力対比表 <書式例>

令和 年 月 日

(別添) 太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性

※何種類か型式が混在する場合は、型式別に用紙を変えて添付してください。

頁

補助事業者名		作成者 ※補助事業者が申請の場合は記入不要	
販売者名 ※		会社名/支店・営業所名	
製造メーカー名			

※「販売者名」には、対象システムの販売店名(領収書の発行元)を記入してください。

太陽電池モジュール型式名								
太陽電池モジュール1枚当たりの公称最大出力(W)		.		W	太陽電池モジュールの枚数(枚)		枚	
太陽電池モジュールすべての公称最大出力の合計値(W)		.		W	太陽電池モジュールすべての測定出力の合計値(W)		.	W

製造番号票のコピーの貼付欄

上記に記入した太陽電池モジュールの型式の、製造番号票のコピーをこちらに貼付してください。

- * 太陽電池モジュールに同梱されている製造番号票をコピーしてください。
- * コピーする製造番号票には、型式名、製造番号、測定出力値の記載があること。

※製造番号票のコピーをこちらに貼付できない場合、別紙として添付してください。
その場合はコピー1枚ごとに「補助事業者(申請者)名」を必ず記入してください。

※ 2 ページ目以降は、こちらの様式をご利用ください。

出力対比表 <書式例>

(別添) 太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性

令和 年 月 日

※何種類か型式が混在する場合は、型式別に用紙を変えて添付してください。

／ 頁

補助事業者名	
販売者名 ※	
製造メーカー名	

※「販売者名」には、対象システムの販売店名(領収書の発行元)を記入してください。

太陽電池モジュール型式名				
太陽電池モジュール1枚当たりの公称最大出力(W)	.	W	太陽電池モジュールの枚数(枚)	枚

製造番号票のコピーの貼付欄

上記に記入した太陽電池モジュールの型式の、製造番号票のコピーをこちらに貼付してください。

- * 太陽電池モジュールに同梱されている製造番号票をコピーしてください。
- * コピーする製造番号票には、型式名、製造番号、測定出力値の記載があること。

※製造番号票のコピーをこちらに貼付できない場合、別紙として添付してください。
その場合はコピー1枚ごとに「補助事業者(申請者)名」を必ず記入してください。

出力対比表 <書式例>

(別添) 太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性

令和8年11月25日

※何種類か型式が混在する場合は、型式別に用紙を変えて添付してください。

1 / 1 頁

補助事業者名	香川 高太郎	作成者 ※補助事業者が申請の場合は記入不要
販売者名 ※	×××株式会社	
製造メーカー名	ABC 電機 (「株式会社」の記入は不要)	
		会社名/支店・営業所名

※「販売者名」には、対象システムの販売店名(領収書の発行元)を記入してください。

太陽電池モジュール型式名	Q D 1 2 5 A - 0 4						
太陽電池モジュール1枚当たりの公称最大出力(W)	125	.	0	W	太陽電池モジュールの枚数(枚)	33	枚
太陽電池モジュールすべての公称最大出力の合計値(W)	4,125	.	0	W	太陽電池モジュールすべての測定出力の合計値(W)	4,211	. 34 W

製造番号票のコピーの貼付欄

上記に記入した太陽電池モジュールの型式の、製造番号票のコピーをこちらに貼付してください。

- * 太陽電池モジュールに同梱されている製造番号票をコピーしてください。
- * コピーする製造番号票には、型式名、製造番号、測定出力値の記載があること。

※製造番号票のコピーをこちらに貼付できない場合、別紙として添付してください。
その場合はコピー1枚ごとに「補助事業者(申請者)名」を必ず記入してください。

設置費に関する領収書見本

〇〇〇〇（顧客） 御中

年 月 日

太陽光発電設備及び蓄電池に関する代金領収書

収入
印紙

香川県〇〇市〇〇町1-1-1
 〇〇ソーラー販売株式会社 〇〇営業所
 営業所長 太 陽 光 男 印

次の顧客の太陽光発電設備及び蓄電池の設置に関し、下記内容で代金を受領いたしました。
 なお、本書は顧客のクレジット返済金の受領を証するものではありません。

また、受領した代金に相当する太陽光発電設備及び蓄電池の所有権を、契約書等に関わらず、次の顧客に移転したことを確認しました。

顧 客	氏 名	
	住 所	
	設置場所	自宅住所に同じ

	費 目	金 額	入 金 (受 領) 日
受 領 金 額	現 金	金 円	令和 年 月 日
	クレジット (クレジット会社名：)	金 円	令和 年 月 日
	その他 ()	金 円	令和 年 月 日
	合 計	金 円	

令和8年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 令和8年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和8年3月31日環地域事発第2603313号）及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和8年3月31日環地域事発第2603313号。以下「国実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号で定めるところによる。

（1）住宅

戸建の家屋であって、現に住居として使用されるもの又は住居として使用される予定のもの（店舗、事務所等と兼用のものを除く。）

（2）既存住宅

住宅のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅に該当しないもの（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いもの（建設工事の完了の日から起算して一年を経過したものを除く。）以外をいう。）

（補助金交付の対象）

第3条 知事は、再生可能エネルギーの導入を促進し、住宅における脱炭素化を図るため、次条第1号に規定する補助事業に要する費用の一部について、同条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助事業者）

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）県内の既存住宅（住民票の住所で居住していることが確認できるものに限る。）において、補助事業（太陽光発電設備の設置を行うこと又は太陽光発電設備及びその設備に連系する蓄電池の設置を行うことをいう。）を行う個人であること。ただし、高松市、土庄町又は綾川町内の既存住宅において補助事業を行う者を除く。

（2）県税を滞納していない者であること。

（3）補助事業について、国及び県から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていない者であること。

（4）法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わない者であること。

（5）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の事業実施年度における中国四国地方環境事務所長の香川県知事への交付決定通知日以後に、補助事業に係る工事請負契約を締結する者であること。

（補助対象設備及び補助金の額等）

第5条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表1に定める要件を満たす設備（附帯設備を含む。）とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に定める額とする。

3 補助金の額は、別表3に定める額とする。

（交付申請予約の届出）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、令和8年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付申請予約届出書（様式第1号。以下「交付申請予約届出書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 交付申請予約届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）届出者が契約者である工事請負契約書（注文書及び注文請書を含む。）及び見積書の写し

（2）太陽電池モジュールの型式名、公称最大出力が確認できる書類（カタログ、仕様書等）

（3）パワーコンディショナーの型式名、定格出力が確認できる書類（カタログ、仕様書等）

（4）蓄電池の型式名、定格容量が確認できるもの（カタログ、仕様書等）（蓄電池を設置する場合に限る。）

- (5) 発電電力の消費量計画書(様式第2号)
 - (6) 発電電力の自家消費シミュレーション内容が確認できる書類
 - (7) 店舗や事務所等と兼用の住宅ではないことが確認できる書類(住宅のカラー写真及び登記事項証明書等)
 - (8) 委任状(様式第12号。手続代行者に手続を代行させる場合に限る。)
 - (9) その他知事が必要と認める書類
- 3 知事は、交付申請予約届出書の提出があったときは、その内容を確認し、届出者又は第16条の手続代行者に受付番号を通知するものとする。

(交付申請予約の届出の受付)

- 第7条** 交付申請予約の届出の受付は、先着順とし、受付期間は、補助事業を実施した年度の8月末日(受付期間を延長する場合は、知事が定める日)までとする。ただし、その日が県の休日のときはその直前の県の休日以外の日までを受付期間とする。
- 2 知事は、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、交付申請予約届出書の受付を中止することができる。

(交付申請予約の取下げ及び変更等)

- 第8条** 交付申請予約の届出を行った者は、補助事業の全てを中止しようとするときは、令和8年度かがわスマートハウス促進事業(重点対策加速化事業)補助金交付申請予約取下げ届出書(様式第3号。以下「交付申請予約取下げ届出書」という。)を知事に提出しなければならない。
- 2 交付申請予約届出書の提出を行った者は、補助金の額の減額を伴う変更を行う場合には、速やかに、令和8年度かがわスマートハウス促進事業(重点対策加速化事業)補助金交付申請予約変更届出書(様式第4号。以下「交付申請予約変更届出書」という。)を知事に提出しなければならない。
- 3 交付申請予約変更届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 届出者が契約者である工事請負契約書(注文書及び注文請書を含む。)及び見積書の写し
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 4 知事は、交付申請予約変更届出書の提出があったときは、その内容を確認し、当該変更を承認するか否かを決定し、届出者又は第16条の手続代行者に通知するものとする。

(交付の申請)

- 第9条** 規則第4条の規定による申請をしようとする者は、令和8年度かがわスマートハウス促進事業(重点対策加速化事業)補助金交付申請書兼請求書(様式第5号。以下「交付申請書兼請求書」という。)を知事に提出しなければならない。
- 2 交付申請書兼請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 誓約書(様式第6号)
 - (2) 申請者が契約者である工事請負契約書(注文書及び注文請書を含む。)及び見積書の写し(「交付申請予約届出書提出時」(前条第2項の規定による提出をした場合は、当該提出の時。以下同じ。)から変更があった場合に限る。)
 - (3) 申請者の住民票(発行日から3箇月以内のものに限る。)
 - (4) 県税の完納証明書(発行日から3箇月以内のものに限る。)
 - (5) 個人住民税の完納証明書(発行日から3箇月以内のものに限る。)
 - (6) 補助事業の実施に係る領収書の写し
 - (7) 補助対象設備設置場所の設置前の状況が確認できるカラー写真
 - (8) 補助対象設備が設置された建物全体を確認できるカラー写真
 - (9) 太陽光発電設備の出力対比表(太陽電池モジュールの製造番号等の確認及び実出力の対比ができるもの)
 - (10) 太陽光発電設備の設置状態を示すカラー写真(太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できるもの)
 - (11) 太陽電池モジュールの型式名、公称最大出力が確認できる書類(カタログ、仕様書等)(交付申請予約届出書提出時から変更があった場合に限る。)
 - (12) パワーコンディショナーの型式名及び定格出力が確認できる資料(銘板の写真、検査成績書の写し等)
 - (13) 申請者が契約者である電力会社が発行する「電力受給契約書」等の写し(固定価格買取制度(FIT)及びFIP(Feed in Premium)制度を利用しないことが分かるもの)
 - (14) 太陽光発電設備の保証書の写し
 - (15) パワーコンディショナーの保証書の写し

- (16) 蓄電池の設置状態を示すカラー写真（蓄電池を設置する場合に限る。）
 - (17) 蓄電池の型式名及び定格容量が確認できる資料（銘板の写真、検査成績書の写し等）（蓄電池を設置する場合に限る。）
 - (18) 蓄電池の保証書の写し（パッケージ型番及び保証開始日が確認できるもの）（蓄電池を設置する場合に限る。）
 - (19) 補助対象設備を設置する住宅の建築工事が完了していることを証明する書類（検査済証の写し、建物の登記簿謄本（発行日から3箇月以内のものに限る。）等）
 - (20) 太陽光発電設備と蓄電池が直接連系していることが確認できる書類（電気配線図等）（蓄電池を設置する場合に限る。）
 - (21) 発電電力の消費量計画書（交付申請予約届出書提出時から変更があった場合に限る。）
 - (22) 発電電力の自家消費シミュレーション内容が確認できる書類（交付申請予約届出書提出時から変更があった場合に限る。）
 - (23) 発電量を計測する機器の設置写真（モニター画面等）
 - (24) 委任状（様式第12号。手続代行者に手続を代行させる場合に限る。）
 - (25) その他知事が必要と認める書類
- 3 前項第5号の書類が提出できない場合には、当該書類に代えてその理由が確認できる住民票又は戸籍の附票を提出するものとする。

（交付申請書兼請求書の受付）

第10条 交付申請書兼請求書の受付期間は、補助事業を実施した年度の1月末日までとする。ただし、その日が県の休日のときはその直前の県の休日以外の日までを受付期間とする。

（補助金の交付の条件）

第11条 知事は、規則第5条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合には、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得した財産については、第17条第1項に定める期間は、知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、補助金の全部に相当する額を県に納付した場合は、この限りでない。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（補助金交付決定）

第12条 知事は、第9条の規定による申請があったときは、その申請に係る書類等の審査により、その申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定をし、補助事業者に対して、前条に規定する条件のほか、交付決定番号、補助金の額及び交付を決定した日（以下「交付決定日」という。）を記載したかがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金不交付決定通知書（様式第8号）により速やかに申請者に通知するものとする。

（工事の着工、建物の引渡し等）

第13条 補助事業者は、第6条第3項の規定による受付番号を受領した日以後に、当該補助対象設備の設置等に係る工事の着手をしなければならない。

- 2 補助事業者は、交付申請書兼請求書を提出するまでに、補助対象設備の設置等に係る工事を完了し、かつ、電力会社と太陽光発電設備の電力受給契約を締結しなければならない（ただし余剰電力を売電しない場合を除く。）。
- 3 補助事業の完了日は、補助対象設備を領収した日、電力会社と太陽光発電設備の電力受給を開始した日又は製品保証書における保証開始日のいずれか遅い日とする。

（補助金の支払）

第14条 補助金は第12条第1項の規定による交付決定を行った場合に支払うものとする。

（決定の取消し）

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。

- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

(手続代行者)

- 第16条** 補助事業者は、交付申請予約届出書、交付申請予約取下げ届出書、交付申請予約変更届出書及び交付申請書兼請求書について、補助対象設備を販売する者等に対して、これらの手続を代行させることができる。
- 2 前項の規定により手続を代行する者（次項において「手続代行者」という。）は、前項の手続を誠意をもって実施するものとし、当該手続の代行を通じ補助事業者に関して知り得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。
 - 3 知事は、手続代行者が第1項に定める手続を偽り、その他不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表することができるものとする。

(取得財産等の管理)

- 第17条** 規則第22条第2項ただし書に規定する知事が定める期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）を勘案して、環境大臣が別に定める期間とし、同項第4号に規定する知事が別に定めるものは、取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産とする。
- 2 補助事業者は、天災地変その他自らの責に帰することのできない理由により、補助事業により取得した財産が毀損し、又は滅失したときは、財産毀損・滅失届出書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第18条** 補助事業者は、規則第22条第2項の規定に基づき、補助事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書（様式第10号）を提出し、承認を得なければならない。
- 2 補助事業者は、知事が前項の承認と併せて補助金の全部又は一部について返還を請求したときは、請求に応じ返還しなければならない。なお、承認に関する基準は、環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知）の規定に準じるものとする。

(報告)

- 第19条** 補助事業者は、補助事業の完了後少なくとも1年間の間に発電した電力量や自家消費量等の実績について、状況報告書（様式第11号）により、知事が指定する日までに報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による報告のほかに、補助事業者に対し必要な報告を求めることができる。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

- 第20条** 第6条、第8条、第9条及び前条の規定による届出、申請又は報告については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出、申請又は報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行われ、その方法は知事が別に定める。
- 2 前項の規定により行われる届出、申請又は報告については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

(書類の提出)

- 第21条** この要綱により知事に提出する書類（以下「書類」という。）の部数は1部とする。
- 2 書類の提出先は、香川県環境森林部環境政策課カーボンニュートラル推進室とする。ただし、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、小豆島町、三木町、直島町又は琴平町内の既存住宅において補助事業を行う者は、当該既存住宅の所在地を管轄する市役所又は町役場に書類を提出するものとする。
 - 3 書類の提出の方法は、郵送（配達記録が確認できるものに限るものとし、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による信書の送達を含む。）又は持参によるものとする。

(補助事業に関する調査への協力)

- 第22条** この補助金の交付を受けた者は、知事の求めに応じ、補助事業に関する調査に協力するものと

する。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年5月11日から施行する。

別表1 (第5条関係)

	補助対象設備	補助要件
(1)	太陽光発電設備	<p>ア 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>イ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</p> <p>ウ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。</p> <p>エ 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上を、補助事業者の敷地内の住宅において消費すること。</p> <p>オ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値が10kW未満であること。</p> <p>カ 発電量を計測する機器を備えること。</p> <p>キ 各種法令等を遵守した設備であること。</p> <p>ク 商用化され、導入実績があるものであること。</p> <p>ケ 中古設備でないこと。</p> <p>コ PPA・リースにより導入されるものでないこと。</p> <p>サ 住宅のある敷地内に設置するものであること。</p> <p>シ 住宅において、太陽光発電設備で発電した電力を使用する設備であること。</p> <p>ス その他、国実施要領別紙2の2.ア(ア)の「交付要件」を満たす太陽光発電設備であること。</p>
(2)	蓄電池	<p>ア この補助金により導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。</p> <p>イ 家庭用蓄電池(20kWh以下)であること。</p> <p>ウ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>エ 導入価格(設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税の額を除く。)が12.5万円/kWh以下のものとなるよう努めること。</p> <p>オ 国の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業において、補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されていること。</p> <p>カ 各種法令等を遵守した設備であること。</p> <p>キ 商用化され、導入実績があるものであること。</p> <p>ク 中古設備でないこと。</p> <p>ケ PPA・リースにより導入されるものでないこと。</p> <p>コ 定置用であること。</p> <p>サ 住宅において、蓄電池で蓄電した電力を使用する設備であること。</p> <p>シ その他、国実施要領別紙2の2.ア(イ)の「交付要件」を満たす蓄電池であること。</p>

別表 2 (第 5 条関係)

	補助対象設備	補助対象経費
(1)	太陽光発電設備	補助対象設備の設置に係る設備費及び工事費の合計額(消費税及び地方消費税を除く)
(2)	蓄電池	補助対象設備の設置に係る設備費及び工事費の合計額(消費税及び地方消費税を除く)

※詳細は、国実施要領別表第 1 を参照のこと。

別表 3 (第 5 条関係)

	補助対象設備	補助金の額
(1)	太陽光発電設備	8 万円に、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値 (キロワット表示の小数点以下切捨て) を乗じて得た額又は45万円のいずれか低い額
(2)	蓄電池	補助対象経費の 3 分の 1 の額又は20万円のいずれか低い額 (1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額) ただし、14.1万円/kWh (設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税の額を除く。) の 3 分の 1 を上限とする。

改正

平成16年3月26日規則第12号

平成24年3月30日規則第19号

令和3年7月15日規則第48号

香川県補助金等交付規則をここに公布する。

香川県補助金等交付規則

(目的)

第1条 この規則は、補助金等の交付について、法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるもののほか、その交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

(1) 補助金

(2) 利子補給金

(3) 前2号に掲げるもののほか、相当の反対給付を受けない給付金で知事が別に定めるもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するものをいう。

5 この規則において「間接補助事業等」とは、間接補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

(補助事業者等及び間接補助事業者等の責務)

第3条 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の定め及び補助金等又は間接補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、知事の定めるところにより、申請書に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第5条 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに、補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、補助金等の適正な交付を行うため必要があるときは、その交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(決定をしない場合)

第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(補助金等の交付の条件)

第6条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、その交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業等の内容の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 知事の求めに応じて補助事業等に係る報告を行い、又は知事が指名した職員が行う当該補助事業等に係る施設、帳簿書類その他の物件の検査を受けなければならないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(決定の通知)

第7条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかに、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内(知事が別に期日を定めたときは、その期日まで)に、書面により当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により次の各号のいずれかに該当することとなったときその他特別の必要が生じたときは、補助事業等のうち既に経過した期間に係るものを除き、当該補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 天災その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 補助事業者等又は間接補助事業者等がその責めに帰すべき事情によらないで補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができないとき。

2 第7条の規定は、前項の規定により取消し又は変更をした場合について準用する。

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、法令等の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。補助金等を他の用途に使用してはならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、法令等の定め及び間接補助金等の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わせなければならない。間接補助金等を他の用途に使用させてはならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況を知事に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第12条 知事は、補助事業者等が行う報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内

容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、補助事業者等が前項の規定による命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。
- 3 知事は、前2項の規定による命令をするときは、当該補助事業者等にその理由を示すものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は補助事業等の廃止の承認を受けたときは、知事の定めるところにより、補助事業等の成果を記載した実績報告書に係る書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了したときも、同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第14条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に書面により通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に命ずることができる。

- 2 第12条第3項の規定は前項の規定による命令について、第13条の規定は同項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付)

第16条 知事は、補助金等の額の確定後において当該補助事業者等に補助金等を交付するものとする。ただし、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、知事の定めるところにより、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

(決定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者等が、補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等を他の用途に使用し、その他間接補助事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 知事は、補助事業者等が、第5条の2各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- 4 知事は、間接補助事業者等が、第5条の2各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- 5 前各項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 6 知事は、第1項から第4項までの規定により取消しをしたときは、速やかに、その旨及びその理由を当該補助事業者等に書面により通知するものとする。

(補助金等の返還)

第18条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等を交付しているときは、期限を定めて、その超える額の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第19条 補助事業者等は、第17条第1項若しくは第3項の規定又はこれに準ずる条例若しくは他の規則の規定により補助金等の交付の決定を取り消された場合において、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 第1項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金)

第20条 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 前条第4項の規定は、第1項の延滞金について準用する。

(他の補助金等の一時停止等)

第21条 知事は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(財産の管理)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 補助事業者等は、前項の財産で次に掲げるものを、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産

(2) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック

(3) 前2号に掲げるものの従物

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が別に定めるもの

(帳簿書類の作成等)

第23条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、補助事業等を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間これを保存しておかなければならない。

(電磁的記録による作成)

- 第24条** この規則又はこの規則の施行のための規程の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）第3条の規定の適用を受ける場合を除き、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして知事が別に定めるものをいう。以下同じ。）の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。
- 2 前項の規定により申請書等を電磁的記録で作成する場合には、記名に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であって知事が別に定めるものをとらなければならない。

（電磁的方法による提出）

- 第25条** この規則又はこの規則の施行のための規程の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条の規定の適用を受ける場合を除き電磁的方法（情報通信の技術を利用する方法であって知事が別に定めるものをいう。以下同じ。）をもって行うことができる。
- 2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。

（補則）

- 第26条** この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行し、同日以後に交付の決定をする補助金等から適用する。

附 則（平成16年3月26日規則第12号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、同日以後に交付の決定をする補助金等から適用する。

附 則（令和3年7月15日規則第48号抄）

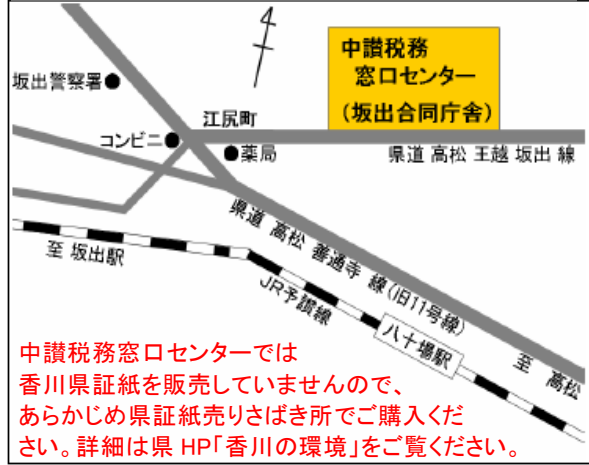
- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。

県税の完納証明書の発行場所のご案内

香川県県税事務所 高松市松島町 1-17-28
電話 087-806-0304



中讃税務窓口センター 坂出市江尻町 1355
電話 0877-46-0421



東讃県民センター さぬき市津田町津田 930-2
電話 0879-42-1370



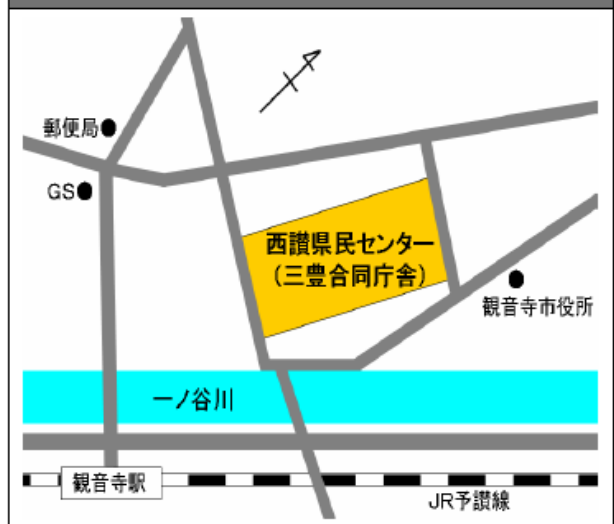
小豆県民センター 小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5
電話 0879-62-2266



中讃県民センター 普通寺市生野本町 1-1-12
電話 0877-62-9610



西讃県民センター 観音寺市坂本町 7-3-18
電話 0875-25-5200





香川県 環境森林部 環境政策課 カーボンニュートラル推進室
 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 **香川県庁東館2階**
 電話:087-832-3851(直通) FAX:087-806-0227